

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	市民・文化スポーツ部	市民課
指摘の内容	<p>収入事務関係 ・調定・徴収事務関係 雑入(広告付番号案内表示システム広告料等収入)において、電気使用料の実費相当額算出に誤りがあった。(1か所)(地方自治法施行令第154条第1項)</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係 ・調定・徴収事務関係 【原因】 電気使用料の実費相当額を職員が作成した表計算ソフトにより算出いたしましたが、その計算式に誤りがあったため誤った金額を徴収したもので、担当者、担当係長及び決裁者の確認不足が原因であります。</p> <p>【対応】 電気使用料について再計算し、徴収不足となっていた電気使用料について再度通知し、令和5年2月28日領収いたしました。</p> <p>【再発防止策】 令和5年6月に算出マニュアルを作成し、電気料金計算表に複数の職員が確認したことのチェック欄を設けるなど確認体制を整えました。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	市民・文化スポーツ部	文化振興課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定・徴収事務関係 ・郷土史料室の物品売払収入(図書等頒布収入)の徴収及び収納事務の私人への委託について、告示がされていないものがあった。 また、前回同様、郷土史料室の物品売払収入(図書等頒布収入)において、契約書等を交わさずに図書の販売を委任しているものがあった。(1か所) (地方自治法施行令第158条第2項) 	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調定・徴収事務関係 <p>【原因】 担当者及び決裁者の物品売払収入(図書等頒布収入)の徴収及び収納事務の私人への委託に係る手続の知識不足が原因であります。</p> <p>【対応】 当該事務の見直しにあたって、図書の販売を委託している書店との間において、委託販売の契約締結に至りませんでした。 また、当該書店に図書の卸売販売への転換を提案しましたが、合意には至りませんでした。 そのため、令和6年3月をもって、当該書店における図書の販売について終了する予定であります。その後は、現在、卸売販売を行っている書店と文化振興課郷土史料室で販売いたします。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。

監査結果に係る措置通知書

対象部局等	市民・文化スポーツ部	スポーツ振興課
指摘の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 ・ 体育施設等使用料において、使用料の算出に誤りがあるものがあった。(4か所) <p>(</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福島市行政財産使用料条例第2条 別表 備考3 ・ 令和3年度行政財産目的外使用許可について(通知) <p>5. 使用料(1) 行政財産使用料条例別表に基づく使用料</p> <p>⑧使用料の月割り 又は日割り計算方法</p> <p>)</p>	
講じた措置の内容	<p>収入事務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調定・徴収事務関係 <p>【原因】</p> <p>担当者及び決裁者の条例等の確認不足が原因であります。</p> <p>【対応】</p> <p>令和元年以降に行政財産使用許可した他の案件にも同様の誤りがないか確認を行ったところ、5件の誤りがありました。</p> <p>誤りがあったものについては、令和5年9月28日までに徴収または還付を行いました。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>関係法令等(財務規則、収入事務の手引き、令和5年度行政財産目的外使用許可について(通知)等)を再確認するとともに、課内作成のマニュアルに今回の事例を明記し、再発防止に努めます。</p>	

- (1) 指摘の内容欄は、監査結果を移記すること。
- (2) 講じた措置の内容欄については、措置の内容と併せて実施開始時期または開始年度等も含めて明確に記入願います。